

第165回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】  
議事録

日時：平成30年7月30日(月)13:30～13:10

場所：経済産業省 別館2階238会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、箕輪委員

議題：

(1) 「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントについて

○八田委員長 それでは、ただいまから第165回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

本日は、事前にお知らせしたとおり2部構成で、1部が公開です。

早速議事に入ります。

議題(1)は、「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントについて、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長 資料は、4/117ページに改定の趣旨を記載させていただいております。

まず、資料全体を説明させていただきますと、資料3-1として7/117ページから、具体的な、この指針の改正の見え消しをつけさせていただいてございまして、続きまして、71/117ページから新旧対照表の形式で説明をさせていただいております。最後、この具体的な改正内容の詳細について、89/117ページから資料3-3ということで説明をさせていただいております。本日は、資料3をベースに、中心に説明をさせていただきます。

今回の電力の小売営業に関する指針の改定については、パブリックコメントを行いたいということでございますけれども、「ポイント」としては、まず2点ございまして、1点目が、ことしの10月から導入される間接オークションの導入に伴うものが1点、あと、2点目は、本年5月に初めての取引が行われてございますけれども、非化石価値取引市場の創設等に鑑みるもの、ということでございます。

具体的には後ほどご説明させていただきますけれども、「経緯」としては、制度設計専門会合で、本年4月以降4回にわたりまして審議が行われたことを踏まえたものでございます。

それで、この本改定案についてご了解いただければ、になりますけれども、指針を本年10月1日以前、間接オークションの施行に合わせて、10月1日以前の施行を予定

しているところでございます。

続きまして、中身について簡単にご説明をさせていただきます。5/117ページでございます。

まず、「間接オークションの導入に伴う改定項目」ということでございまして、1. でございますが、まず前提として、小売電気事業者は、連携線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所で電気を取引する場合については、当該電気は、原則として「卸電力取引所」に区分されるということでございます。しかし、例外的に、ここに書いてありますが、アとイの2つの条件をつけさせていただいてございますけれども、まず売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を提携することが1つ、2つ目は、日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し、約定した電気の総量が、当該契約に基づいて調達された電力量以上であるという2つの要件を満たす場合については、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成の割合で調達したものとみなす、卸電力取引所ではなくて電源構成等が契約に定められた電源構成の割合で調達したものとみなすと区分しても問題にならないということに整理をしたいということが1点目でございます。

その他の説明は割愛させていただきます。

2点目が、非化石価値の取引市場の創設に伴う改定でございます。①として書いてございますけれども、FIT電気に関する注釈ということでございまして、現行「FIT（風力・太陽光）」といった表示も認められるところでございますけれども、非化石価値を保有しないことが前提になってございますので、需要家の誤認を防止する観点から、電力量に相当する非化石証書を使用しない場合と使用する場合に分けて注釈内容を定めたいということでございます。

この上で、あと、3点目、4点目に「その他」のことを書かせていただいておりますけれども、最後、3点目でございますが、6/117ページでございます。

こちらで書かせていただいていることは、近年電源特定メニュー、水力100%であるとか、電源特定メニューにより小売供給を行うといったような事例も始まっているところではございますけれども、電源特定メニューとあわせて電源非特定メニューを両方販売している場合については、電源非特定のメニューについて、需要家の誤認を防ぐという観点から、電源特定メニューの方の販売電力量を控除して算出した電源構成

を記載することを望ましい行為として位置づけたいというものでございます。

それで、本日ご審議をいただいて、ご了解いただければパブリックコメントに直ちに付した上で、最終的な指針の改正案についても、こちらの委員会の方で、改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、異論がないようですので、事務局においては必要な手続を行って、パブリックコメントにかけていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次の議題に入ります。議題（２）、「第162・第163・第164回委員会（書面開催）の報告について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　　議題の（２）でございます。資料４の112/117、「第162回、第163回、それから第164回の電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について」をご覧ください。

平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災した地域に対する災害救助法の適用が決定されたことを受けまして、災害特別措置として、電気事業法等に基づき、当該市町村を供給区域とする事業者から経済産業大臣に認可等の申請がなされたところでございます。

この当該認可申請を受けまして、経済産業大臣から委員長に対して意見の求めがございました。したがって、委員会を書面開催し、委員会として当該認可等を行うことに対して異存がない旨議決し、大臣に回答をいたしました。

資料では、下に表がございます。7月20日、23日、26日に、それぞれ中国電力、東京瓦斯、四国電力からの認可申請について、当該議決を行ったところでございます。

※1のところに、災害救助法が適用された被災地域の一覧がございます。それから、その後ろでございますが、※2で1点だけ、東京瓦斯に関係する部分ですが、特別措置の内容で、「被災に起因する転居等により」ということがポイントになっております。

以上、ご報告でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告に対して、何かご発言ありますか。

（発言等：なし）

ないようでしたら、今のはご報告ですので、これを了としたいと思います。

これで、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、事務局より連絡事項があったらお願いいたします。

○都築総務課長　　この後、第2部を予定しておりますが、こちらにつきましては、非公開の議事を予定しているため、一般傍聴者の皆様方は、恐縮ですが、会場からのご退室をお願いしたいと思います。

○八田委員長　　それでは、これをもちまして、第1部を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

――了――